

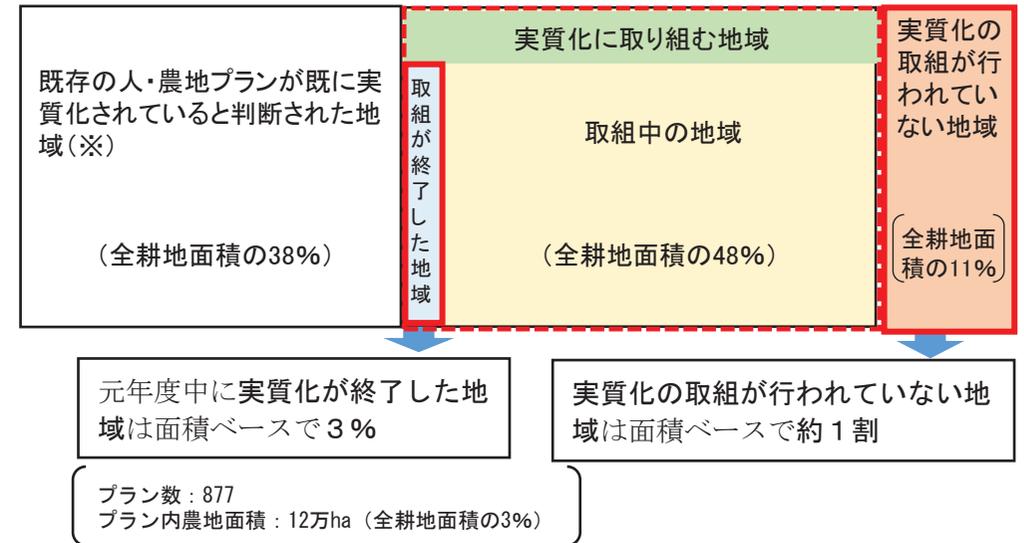
人・農地など関連施策の見直しについて

令和4年1月
農林水産省

1. 人・農地プランの策定

- 今後、高齢化等が進展する中、適切に利用されない農地が断続的に発生するおそれ
- これに対処するには、各地域で人・農地プランを策定する必要があるが、実質化の取組に遅れ(令和元年度に実質化が終了した地域は面積ベースで3%)
- 実質化の取組が終了した地域でも、約7割の地域で農地の受け手が不足

[人・農地プランの実質化1年目の状況(令和元年度末現在)]



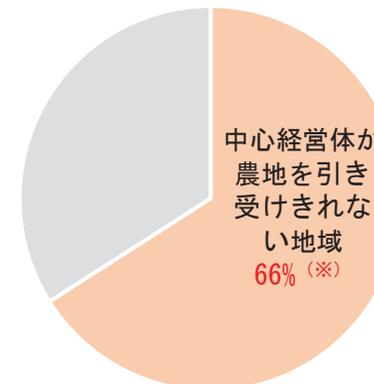
※ 地域内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている地域
(受け手の現状経営面積+将来の出し手の貸付予定面積)÷対象地域内の農地面積>50%

資料: 経営局経営政策課調べ

※「人口減少下における農地等をめぐる現状と課題①」(令和3年4月27日農地政策検討委員会資料)P.6~8関連

[令和元年度中に実質化の取組が終了した地域の状況(プラン数877、プラン内農地面積12万ha)]

約7割の地域で農地の受け手が不足



※ 後継者未定・不明の高齢農業者の農地があるプランのうち、中心経営体とその農地を引き受けきれないものの割合

「中心経営体」とは、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者

認定農業者、認定新規就農者、集落営農、市町村の基本構想で定める所得水準の達成者など
(農林水産省経営局長通知)

資料: 経営局経営政策課調べ

「人・農地など関連施策の見直しについて」
(令和3年5月25日農林水産省公表)

対応方向

2 人・農地プラン

(1) 人・農地プランについて、ルールとして継続的に取り組むべきものとし、法定化を含めて位置付け、地域住民への理解の浸透を図る。

(2) 人・農地プランにおいて、「農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人」として、多様な経営体等（継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、作業・機械を共同で行う等しつつ農業を副業的に営む半農半Xの経営体など）を、認定農業者等とともに積極的に位置付け、その利用を後押しする。

(3) 人・農地プランについて、現場で取り組みやすい環境を整備しつつ、地域で、それぞれの状況を踏まえ、農地を具体的にどのように利用・活用していくのか、農業生産をどのようにしていくのか等を話合った上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

◆ 人・農地プランを、市町村が策定する計画として法定化

今回の「人・農地など関連施策の見直しについて」については、地域の人と農地に関して市町村の基本構想を規定している農業経営基盤強化促進法等の改正を検討

◆ 市町村は、既存の地域協議会（地域農業再生協議会等）の場も活用しつつ協議の場を設け、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等とともに、需要に応じた生産など地域の農業の将来の姿について話し合い

◆ 例えば、次のような事項について、水田フル活用ビジョンや地域の土地改良事業の計画等との整合性を図りつつ、地域農業をどのように振興していくのかという観点に立って協議

- ・ 地域の所得向上の観点から、どのような作物を生産するか（米から野菜・果樹への転換、輸出向け農作物の生産、有機農作物の導入等）
- ・ 今後も農地として利用するエリアをどう設定するか
- ・ 農地をどう利用していくのか

◆ これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業のあり方、将来の農地の効率的・総合的な利用の目標（「目標地図」を含む。）等を盛り込んだ人・農地プランを策定
その際、必要に応じて、地域の土地改良事業の計画で定めた農地の大区画化等を踏まえたプランとする必要

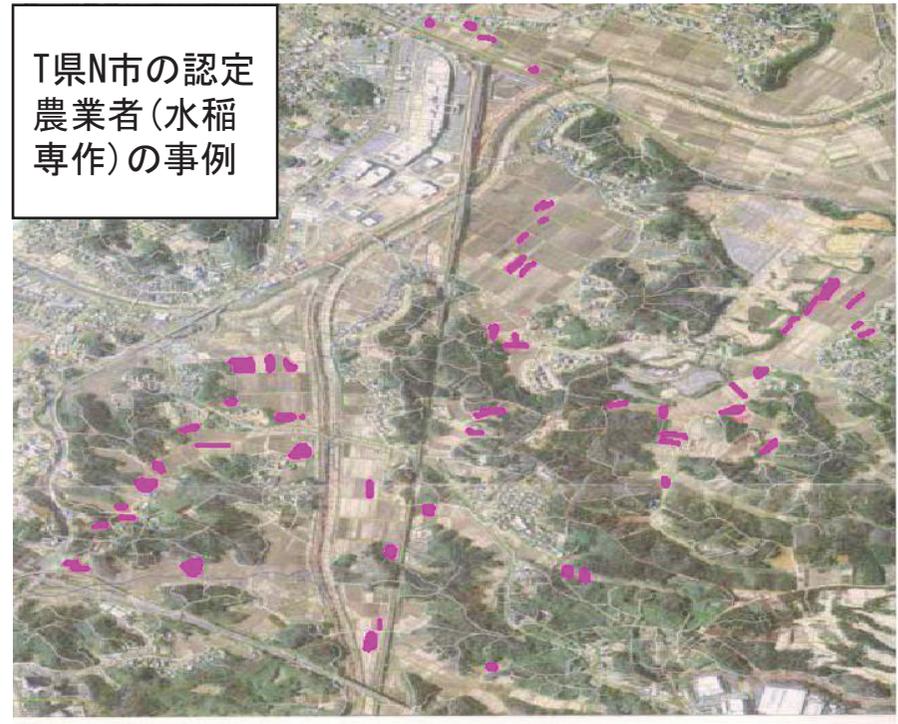
◆ 人・農地プランは、地域の農業・農地利用のマスタープランとなるものであり、その策定及び策定後の周知に係るプロセスにおいて、市町村が関係機関と連携して、農業者を始め地域住民への理解を十分促進する必要

2. 目標地図の作成

- 地域で持続性をもった農地利用を確保するには、分散錯圃の農地を物理的にまとまった利用しやすい農地に変えていく必要。このままでは農業の成長産業化に支障
- 農地の集約化は、目指すべき具体的な姿を地図上に描き、その実現につながる貸借等を進めることで初めて実現
 - 〔 個々の要望に対応した相対の貸借を重ねること
で自動的に達成されるものではない 〕
- 地域の内外から、農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれる人を広く確保し、農地利用をやすくする必要

※「人口減少下における農地等をめぐる現状と課題①」（令和3年4月27日農地政策検討委員会資料）P. 8～12関連

[分散錯圃の状況]



経営面積16.4haが、70か所に分散して存在している。
(1か所当たり平均23a。写真は一部。)

最も離れている農地間の直線距離は5km。

出典：農林水産省「平成25年度農地の面的集積に関する市町村実態調査」

2. 目標地図の作成②

人・農地プラン作成までの十分な準備期間



人・農地プラン

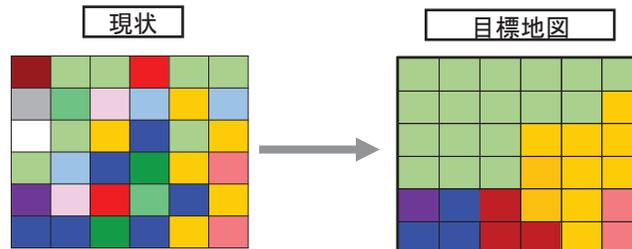
◇ 地域農業について、需要に応じた生産など将来の姿を徹底して話し合った上で作成

- 市町村は、水田フル活用ビジョンや地域の土地改良事業の計画（農地の大区画化等）等との整合性を図りつつ、地域の農業の将来の姿について徹底して話し合い、人・農地プラン（目標地図を含む）を作成
 - ① 地域の所得向上の観点から、どのような作物を生産するか
 - 〔 米から野菜・果樹への転換、輸出向け農作物の生産、有機農作物の導入 等 〕
 - ② ①を踏まえ、今後も農地として利用するエリアをどう設定するか
 - ③ ②の農地をどのように集約化等を進めてどのように利用する姿を描くか

10年後に目指すべき姿としての目標地図

◇ 10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化する地図を作成（一筆毎に耕作者を貼り付け）

- 市町村は、10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化する地図を作成
- 地図の作成に当たっては、一筆毎に耕作者を貼り付け
- 地図の作成時に受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、作成後も随時調整しながら反映
- 目標地図が円滑に作成されるよう、集落における話し合い等を支援
- 毎年、農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金等の予算で後押しするほか、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の予算に関し目標地図の作成と関連付け



目標地図の作成の手順

◇ eMAFF地図やタブレットなどデジタル技術を活用し、目標地図の作成の負担を軽減

- 農業委員会は、eMAFF地図（農地ナビ）に、タブレットを用いたアンケートで収集した出し手・受け手の意向を反映させ、現状地図を作成（デジタル化により事務局の手作業による地図の作成は不要）
- 出し手・受け手との調整は推進委員等が実施（事務局は調整をサポート）
農地バンクの現地コーディネーターを増員し、地域外の受け手候補の情報等を農業委員会に提供するなど、農業委員会による現状地図の作成に協力
- 現状地図を基にして、農業委員会が、市町村・農地バンクと協力して、eMAFF地図を活用し、目標地図の原案を作成
- 地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる仕組み等の整備（タブレット等により把握した出し手・受け手情報のデータベース化）

「人・農地など関連施策の見直しについて」
(令和3年5月25日農林水産省公表)

対応方向

2 人・農地プラン

(3) 人・農地プランについて、現場で取り組みやすい環境を整備しつつ、地域で、それぞれの状況を踏まえ、農地を具体的にどのように利用・活用していくのか、農業生産をどのようにしていくのか等を話合った上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化する。

3 農地バンク等

(3) 地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる仕組み及び都市部等に居住する相続人が引き継いだ農地を安心して委ねられる仕組みを構築する。

- ◆ 市町村は、人・農地プランの中で、集落の農地について「目標地図」を作成（3年程度の周知・作成期間を設定）
- ◆ 「目標地図」は、10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化する地図として、農地の集約化等に関する基準に適合するよう作成
これは、農地の集約化に重点を置いて、生産の効率化等に向けた利用関係（農作業受委託を含む）の再構築を通じて目指す具体的な農地の効率的・総合的な利用の姿を表したもの（各農地について、認定農業者、多様な経営体、サービス事業者等の利用者を明確化）
- ◆ 地図の作成時に受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、作成後も随時調整しながら反映
- ◆ 目標地図が円滑に作成されるよう、集落における話し合い等を支援するとともに、毎年、農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金等の予算で後押しするほか、一定の予算に関し目標地図の作成と関連付け

「人・農地など関連施策の見直しについて」
(令和3年5月25日農林水産省公表)

対応方向

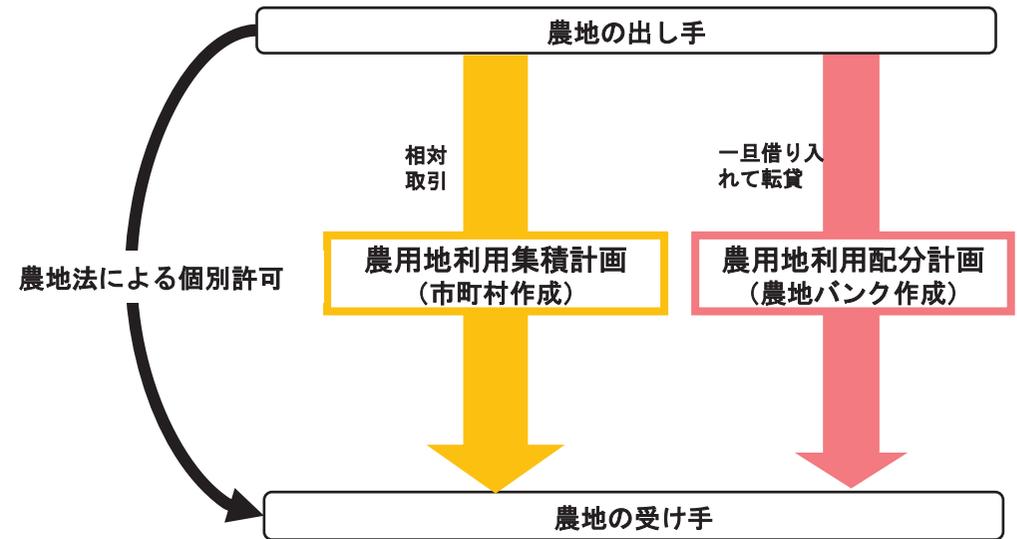
- ◆ 農業委員会は、地域内の農地の出し手・受け手等の情報を収集し、農地バンク等の関係機関とワンチームとなって、「目標地図」の原案を作成し、市町村が最終的に決定
 - 〔地域内に受け手が不足する場合、農地バンクによる地域外の受け手候補の情報等を活用〕
 - 農業委員会は、eMAFF地図（農地ナビ）に、タブレットを用いたアンケートで収集した出し手・受け手の意向を反映させ、現状地図を作成
 - 出し手・受け手との調整は推進委員等が実施（事務局は調整をサポート）
 - 農地バンクの現地コーディネーターを増員し、地域外の受け手候補の情報等を農業委員会に提供するなど、農業委員会による現状地図の作成に協力
 - 現状地図を基にして、農業委員会が、市町村・農地バンクと協力して、eMAFF地図を活用し、目標地図の原案を作成
 - 地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる仕組み等の整備（タブレット等により把握した出し手・受け手情報のデータベース化）
- ◆ 国において、目標地図作成の進捗状況や、先進的な作成の取組事例等を公表し、各市町村における目標地図の作成を促進

3. 目標地図の実現に向けた農地の集約化等の促進

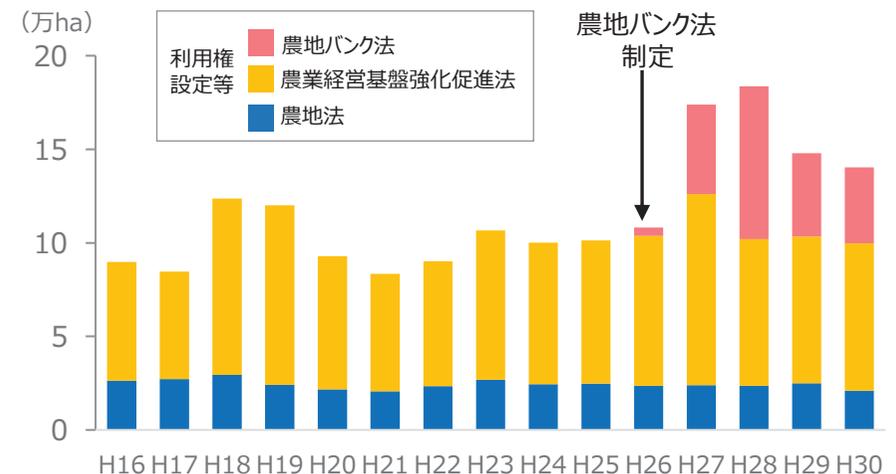
- 地域の農地利用の集約化等の望ましい姿は、個々の要望に応じた相対の貸借を重ねても予定調和的に実現することは困難
- これまでは、地域の目指すべき具体的な姿がない中、関係機関の活動は、個別の要望を実現させるための調整が中心とならざるを得なかったところ
- また、農地の貸借は、出し手・受け手本人が農地法の許可を受けて相対の貸借を行うこと（原則）のほか、公的主体の計画によるものとして
 - ① 市町村の「農用地利用集積計画」により、相対の貸借を促進
 - ② 農地バンクの「農用地利用配分計画」により、農地バンクが一旦借り入れて転貸を実施
 の二つの手法で進められているが、個々の要望に対応する前者が主となっており、農地が分散するという問題

※「人口減少下における農地等をめぐる現状と課題①」（令和3年4月27日農地政策検討委員会資料）P.11～15関連

[農地の貸借を促進する手法]



[農地の権利移動面積（フロー）]



資料：経営局農地政策課調べ

「人・農地など関連施策の見直しについて」
(令和3年5月25日農林水産省公表)

対応方向

3 農地バンク等

(1) 農地バンク、都道府県、農業委員会、市町村等の関係機関の活動について、

- ① 人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、
- ② 農地バンクを軸として、農業委員会が現場で収集した農地情報等を踏まえ、それぞれの明確な役割分担の下、
- ③ 共通の具体的方針に基づいて、ワンチームとなって、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借等を進めるといった能動的アプローチへと転換する。

(2) 農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、「目標地図」の実現に向けた貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進する措置を講ずる。この場合の農地バンクによる貸借の運用を抜本的に見直す。

- ◆ 今後、関係機関は、地域の共通の目標である「目標地図」の実現に向けて、ワンチームとなって現場への働きかけ等を推進していく必要。とりわけ農業委員会が果たす役割は重要
- ◆ 目標地図を実現するには、個々の要望に応じた相対の貸借では困難であり、公的主体の計画は、地域全体で農地の利用関係を再構築する手法に統合することが必要
〔これとは別に、出し手・受け手本人が農地法の許可を得て相対の貸借を行う仕組みは、引き続き存置〕
- ◆ 農地バンクを経由する手法は、分散している農地をまとめて借り受けて、農家負担ゼロの基盤整備（適用事業を拡充予定(P16参照)）等を通じて、一団の形で転貸し集約化の実現を可能にするため、地域集積協力金も活用し、農地バンク経由の転貸（農作業受委託を含む）を集中的に実施
- ◆ 併せて、農地の効率的・総合的な利用を図るため強力に貸借を推進する必要がある場合の措置も検討
- ◆ また、農地バンクが、目標地図内の農地を、遊休農地・所有者不明農地も含め、幅広く引き受けるよう、その運用を見直し

